

大阪公立大学医学部附属病院 監査委員会

監査委員会は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年 6 月 10 日 厚生労働省令第 110 号）第 9 条の 2 3 第 1 項第 9 号の規定に基づき、特定機能病院のガバナンスの確保及び医療安全管理体制の強化に関する取り組みの評価等を行い、必要に応じて是正措置を講じるよう理事長及び病院長へ意見することを目的としている。

年 2 回以上の監査を実施し、監査の結果については公表する。

■ 関係規程

大阪公立大学医学部附属病院 監査委員会規程 及び 運用要綱

■ 委員名簿及び委員の選定理由

次の通り大阪公立大学医学部附属病院 監査委員会の委員を選定する。

氏 名	所 属	選定理由	法人との利害関係	委員の要件 ^(注)
(委員長) 長部 研太郎	・原・国分・長部法律事務所 ・弁護士	地方自治体において倫理委員会等の委員を歴任されるなど人権や倫理に関する識見を有するため。	無	1
(委員) 谷上 博信	・大阪国際がんセンター 一助院長 ・同 医療安全管理責任者	大阪国際がんセンターにおいて医療安全管理部門の副部門長として従事され、また医療事故調査委員会の外部委員を歴任されるなど医療安全管理に必要な知識及び経験を有するため。	無	1
(委員) 古山 とし	・大阪市立総合医療センター 一助院長兼看護部長	大阪市立総合医療センターの副院長兼看護部長として、看護師の育成のみならず病院運営管理や医療安全活動にも従事され、豊富な経験を有するため。	無	1
(委員) 辻 恵美子	・がん患者サポートの会「ぎんなん」 前代表	がん患者サポートの会「ぎんなん」代表、大阪府がん対策推進委員会委員など公的機関の委員を歴任され、豊富な活動経験を有するため。	無	2

(注) 委員の要件 省令第 9 条の 23 第 1 項第 9 号ロに規定

- 1 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- 2 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（1 に掲げる者を除く）

令和5年4月1日
公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一

■ 監査委員会の実施・結果の公表について

監査委員会終了後、開催日、結果について掲示します。